

10. 報告、連絡、情報収集

(1) 感染症が発生したときの対応

施設内で感染症や食中毒が発生した場合や疑われる状況が発生した場合には、他の園児の健康を守るために、すばやく、冷静に適切な対応をとることが重要です。

感染症発生時の対応として、次のことを行いましょう。

①発生状況の把握、記録の確認

感染症を疑う症状がいつから、どのくらいの数発生したのか、集中したクラスはないかなどの発生状況の確認と、施設がとった措置について確認、記録を行います。

※園児、職員の健康状態（症状の有無や受診歴など）を、発生した日時、階やクラスごとにまとめます。

※欠席者の人数と理由、受診状況と診断名、検査結果、治療内容、回復し登園した子供の健康状態の把握と回復までの期間、感染症終息までの推移を記録しましょう。

※速やかに報告をしましょう。

<調査に必要な資料>

- ◇ クラス別名簿……職員名簿、児童名簿（兄弟姉妹が分かるように）
- ◇ クラス別出欠席状況、有症状者状況
- ◇ 献立表
- ◇ 水の管理記録簿
- ◇ 施設の見取り図
- ◇ 行事予定表（月間予定表）
- ◇ 職員の定期検便の結果
- ◇ 清掃・消毒等のチェック表

②感染拡大の防止

- 感染経路には、①空気感染 ②飛沫感染 ③接触感染 などがあるので、それぞれに対する予防策を徹底する。
- 感染症が発生している時は、**職員全員で情報を共有し、手洗い、便などの排泄物や嘔吐物の適切な処理を徹底する。**診断前で感染症が疑われる場合も、予防対策をとることが必要である。
- 嘱託医や配置されている場合は看護師に、対応について相談し、必要時、適切な消毒を行う。
- 感染症が疑われる園児は、保護者の迎えを待つ間等、**別室で保育するなどの対応を検討する。**
- 感染症と診断された園児の保育については、保護者や嘱託医と相談し必要に応じて登園を見合わせたり、登園後の個別対応などを検討する。
- 施設長は必要時、嘱託医、園児のかかりつけ医や保健所、市町村保育担当課へ相談し対応を検討する。

③嘱託医師への相談

感染症の発生時や感染症が疑われる場合の対応については、施設職員だけで判断を迷うこともあるので、嘱託医に相談し、**適切な指示をもらう**ことで感染拡大を予防しましょう。

※平常時から施設での取組について情報提供したり、感染症の発生やその対策について情報交換をしたり、助言を得るなど連携体制を構築しておく。

④行政への報告

施設内で感染症により複数の患者が発生した場合、**必ず保健所と市町村保育担当課に連絡してください。**

集団発生が疑われる場合、保健所は市町村保育担当課と連携して訪問調査を行います。

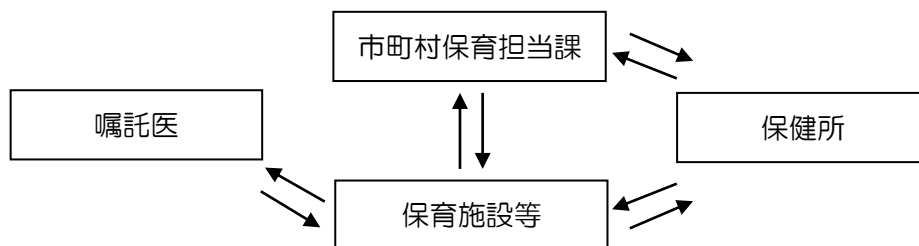
また、発生状況などを把握し、感染源や感染経路の推定を行い、感染拡大を防止するための感染予防対策の相談や助言を行います。

- 1) 下痢・嘔吐症状等発生した時は、「いつ」「どこで」「だれが」「どれくらいの人数」発生しているかを確認し記録してください。なお、嘔吐時については嘔吐した場所や時間も記録しましょう。
- 2) 約 1 週間前までの出席状況と欠席者または早退者の症状の有無を確認してください（保育園サーベイランスから拾い出すことができます。）

◇報告基準（平成 17 年 2 月 22 日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」）

- 1) 同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
- 2) 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が 10 名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- 3) 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 夜間、休日であっても保健所へ連絡します。（FAX やメールは用いない）



⑤職員間における連絡体制（休日夜間を含む）

感染症や食中毒の発生に迅速・適切に対応できるよう、普段から施設職員や関係機関の連絡体制を整備しておきましょう。

また集団感染の発生時、職員や保護者が適切な感染防止行動を取れるよう、正しい情報を迅速に伝える方策の検討も必要です。

◇整備する連絡体制

- 1) 職員の情報連絡網を作成しましょう。
 - ①勤務時間内の場合

②勤務時間外の場合

※速やかに施設長に報告する体制を整えましょう。

- 2) 集団発生時は、市町村保育担当課・保健所・嘱託医、保護者へ情報伝達します。

⑥保護者への連絡等に関する事項

感染症の疑いのある子どもを発見した場合は、保護者との連絡を密にし、かかりつけ医等の診察、治療や指導を受けるように助言する必要があります。感染症の診断が出た場合には、その感染症の種類によっては、感染症法に基づく行政機関からの指示や、学校保健安全法に準拠した登園停止等の措置が講じられる場合があります。協力を得られるよう、あらかじめ保護者へ説明しておきましょう。

また、施設において集団発生が起きた場合には保護者への説明や、感染拡大を防止するための協力依頼をする必要が出てきます。連絡帳やお迎え時の報告ばかりでなく、文書による報告や保護者会の開催など、必要に応じて対応してください。いざという時あわてないよう、対応方法はあらかじめ決めておきましょう。

※予防方法・看護方法について情報提供し、登園のめやすの重要性を伝え、守ってもらうように説明します。

⑦認定こども園における学級閉鎖について

認定こども園においては、感染症の予防上必要があるときは学級閉鎖や休業を行うことができるとされていますが、その際には、保育の必要性のある子どもを受け入れているということを踏まえて対応することが望まれます。

学級閉鎖を行う際にも、保育の必要性のある子どもに関しては、保護者への相談や、学級閉鎖しない他の教室での一時的な受け入れ、また、他の保育施設等での一時的な受け入れ等を検討することが求められます。

学級閉鎖や休業を行うべきかどうか、また、その際の対応方法については、市町村保育担当課と十分相談して判断してください。

また、学級閉鎖や休業を行うという場合には、保健所に対しても連絡をするとともに、保育園サーベイランスシステムへも入力するようお願いいたします。

(2) 感染症の流行状況に関する情報の収集方法

① 市町村保育担当課・保健所からの情報

地元の情報が重要です。市町村保育担当課や保健所からの情報は特に貴重です。また重要な通知文書もありますので注意しましょう。

② インターネット・新聞等メディアからの情報

最新の感染症情報を把握し、感染症予防対策に役立てることが重要です。迅速に情報収集を行うにはインターネットが有用です。環境が整っている場合は積極的に利用するとよいでしょう。ただし、情報のすべてが正確とは限りません。不確かな情報や誤った情報、あるいは古い情報等に惑わされないように注意してください。

◇厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

◇国立感染症研究所／感染症疫学センター

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

◇検疫所

<http://www.forth.go.jp/>

◇茨城県感染症情報センター

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/index.html>

(3) 職員の研修

感染管理の知識や手技は職員に周知し、実践しなければなりません。そのためには職員を対象とした研修が不可欠です。厚生労働省の通知により、**年1回以上、衛生管理に関する研修を行うこと**となっています。

感染管理に必要な研修内容は相当の時間を要するものであるため、研修は計画的に実施してください。作成したマニュアルを順次解説し理解を得、周知しなければなりません。また、季節ごとに注意すべき感染症もあります。法令が変更になったり、新たな、あるいはなじみのない感染症が問題になったりすることもあるでしょう。そのような場合は必ず研修会を開催し、職員が共通の知識レベルを保つようにしてください。

また、研修会を実施した後は、事後の評価が大切です。研修内容の難易や時間の長短、講義がわかりやすかったか等、さまざまな視点から評価し、次回の研修に活かしてください。

研修会の出席状況も記録しておく必要があります。できれば個人ごとの研修記録を作成しましょう。



情報なくして対策はできない